自転車技術メールサービス

2010年5月 通算39号

編集発行: (財) 自転車産業振興協会

技 術 研 究 所

<不定期刊:無料>

< 0.1 >

◆自転車JISが改正公示されました◆

5月20日付で下記5規格が改正公示されました。主な概要は以下のとおりです。

① J I S D 9 1 1 1 (自転車-分類及び諸元)

- ・「電動アシスト自転車」を新たに大分類として位置づけた。
- 「三輪自転車」を大分類に位置づけし、「三輪車」を新たに区分した。
- ・大分類「特殊自転車」の「その他の車」に「幼児2人同乗用自転車」と「特殊三輪車」 を位置づけた。

② J I S D 9 3 0 1 (一般用自転車)

- ・「電動アシスト自転車」を新たに大分類に区分したことに伴う諸改正。
- ・前ホーク強度試験に関する追加改正。
- ・サスペンションホークの強度試験の追加改正。
- ・ペダル先端部の強度試験の追加改正。
- ・リヤキャリヤの表示、取扱説明書に関する追加改正。
 - ※ただし、平成22年11月20日(改正公示日から6ヶ月)までは、JIS表示認証は猶予されています。

③ J I S D 9 4 1 9 (自転車ーハブ)

・「電動アシスト自転車」を新たに大分類に区分したことに伴う改正。

④ J I S D 9 4 0 1 (自転車-フレーム)

- ・「電動アシスト自転車」の三輪車を適用外とした。
- ・フレーム種類の区分変更
- ・フレーム耐振性試験法の追加改正。

⑤ J I S D 9 4 5 3 (自転車-リヤキャリヤ及びスタンド)

- ・現行キャリヤのクラスに新たに"クラス27"を設けた。
- ・各クラスには最大積載質量を明記した。
- ・各クラスには「幼児用座席の製品質量」と「幼児用座席が指定する最大積載体重」の関係を明記した。
- ・ "クラス18" のキャリヤに幼児用座席の取り付けを不可とした。
- ・表示と取扱説明書の記載内容を大幅に改正した。

なお、今回改正された J I S の内容については、日本工業標準調査会のホームページ (http://www.jisc.go.jp/) から閲覧が可能です。



このメールサービスは、競輪の補助金を受けて提供しています。 http://ringring.keirin.go.jp